

財 第 502 号
平成 31 年 3 月 5 日

受 注 者 様

魚津市長

村椿 晃
(公印省略)

「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」等の運用に係る
特例措置に基づく契約金額の変更について (通知)

標記について、平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び平成 31 年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事及び委託業務のうち、平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び平成 30 年度設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算している工事及び委託業務について、新労務単価及び新技術者単価に基づく契約金額に変更を請求することができます。

なお、請求する場合は書面（様式-2）により、発注者あてに行うこととします。

請求受理後、7 日以内に協議開始の日を通知します。協議開始の日の通知が発注者よりない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。